

## フリマサービスにご注意！

### 事例

スマホのフリマアプリ※で海外ブランドの腕時計を購入。デザインが気に入らなかったのでリサイクル店に持って行くと偽物と言われた。返品に応じてくれない。（50才代、女性）

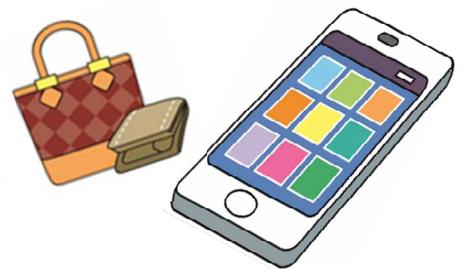
※スマートフォンのアプリ上で提供されるフリーマーケット（フリマ）のサービス

### アドバイス

ネット上で簡単に不要品を売買できる「フリマサービス」が広がっていますが、「不良品だった」「届かない」「出品代金が入金されない」などの相談が増えています。

◎フリマサービスは個人間の取引です。トラブルが発生したときは当事者間で解決することが原則です。

◎取引相手のプロフィールや過去の実績を確認したうえ、購入前に疑問点を質問するなどトラブルの未然防止が大切です。



◎利用規約等で禁止されている行為は絶対止めましょう。（裏面参照）

◎未成年者の場合は、家族等で利用方法を十分話し合ひましょう。

☆ 消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が相談・助言・事業者へのあっせんなどのトラブルの解決に向けたお手伝いをしています。

☆ 消費生活センターへの相談は、新たな消費者被害の防止に役立っています。



### 兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL：078-302-4000

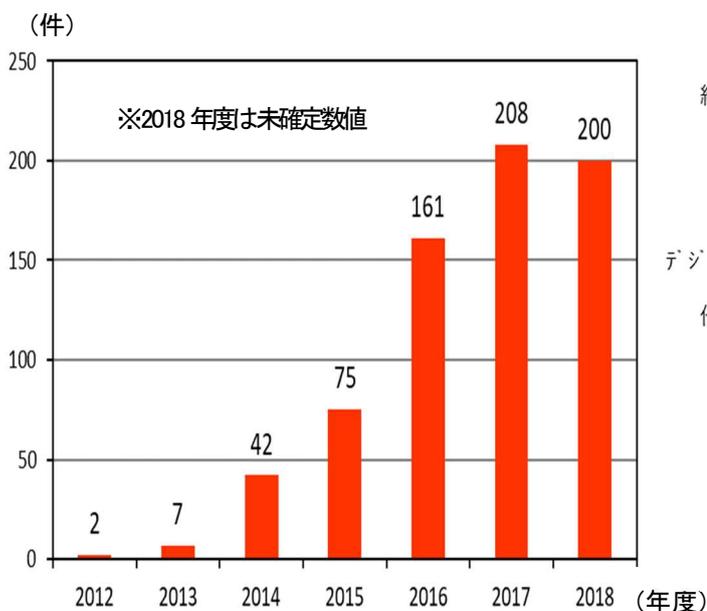
【消費生活相談：078-303-0999】

施設改修のため事務所を下記住所に移転しています。改修後のセンターは令和元年7月頃、供用開始の予定です。

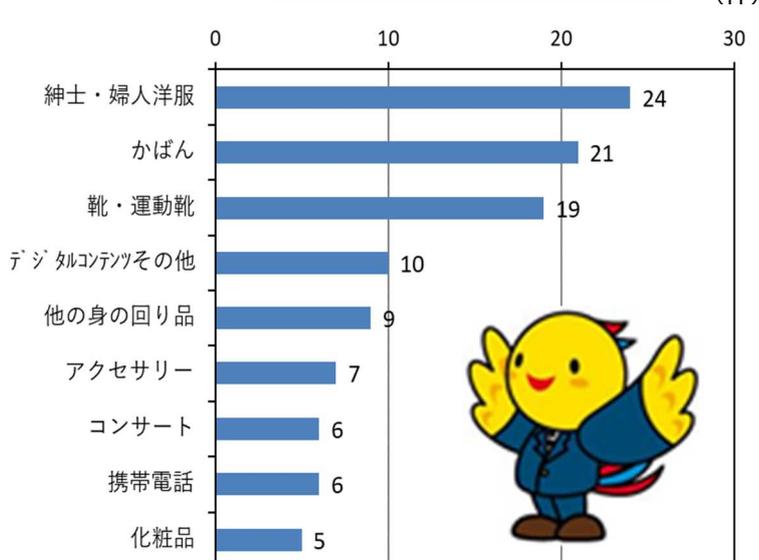
移転先：神戸市中央区港島中町6丁目9番1（神戸国際交流会館7F）

## 【フリマアプリに関する相談データ（兵庫県内）】

### 年度別苦情件数

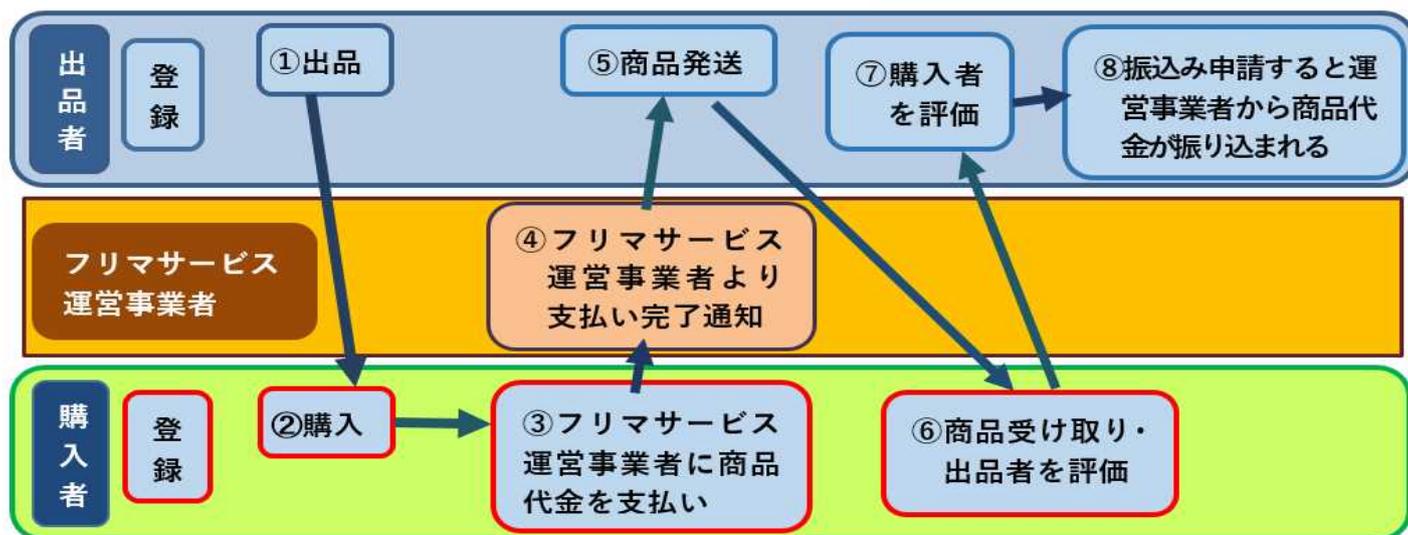


### 商品別苦情件数(2018年度)



## 【フリマサービス上の商品取引の主な流れ（例）】

出典：国民生活センター報道資料



※ 最近のフリマサービスは運営事業者を通して代金の授受を行うことが多い

### 【利用規約等で禁止されている行為(一例:運営事業者により異なります)】

- ◎ 商品を受け取る前に出品者の評価をさせる行為
- ◎ フリマサービス運営事業者が用意する決済方法を使用せず、個別に直接代金を支払う行為
- ◎ 禁止されている商品を出品する行為（偽ブランド品、盗難物、危険物、医薬品など）
- ◎ 手元にない商品を出品する行為 など



(2019年4月作成)